

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成24年度においても職員の給与の一部を減額して支給するとともに、減額する割合を引き上げるため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 題名を改めることとします。(題名関係)

(2) 職員の給料月額等を減額する期間を平成25年3月31日まで延長するとともに、その減額率を拡大し、次のとおりとすることとします。(第1条関係)

ア 本庁の部長および次長の職ならびに管理職手当の支給の区分がこれらの職と同一の職を占める職員ならびにこれらに相当する職員 100分の7

イ 本庁の課長ならびに管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員ならびにこれに相当する職員 100分の5

ウ 本庁の参事の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員ならびにこれに相当する職員 100分の3.5

エ アからウまでに掲げる職員以外の職員 100分の1.3。ただし、期末手当の算定において給与条例第20条第5項等の加算の適用を受けない職員にあっては、100分の1

(3) 職員の管理職手当を減額する期間を平成25年3月31日まで延長するとともに、その減額率を拡大し、その率を100分の20とすることとします。(第3条関係)

(4) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

(参考)給与の減額割合

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度
給 料 月 額 等	部次長級	6%	7%
	課長級	4%	5%
	参事級	2.5%	3.5%
	その他	0.8%	1.3%
	概ね 20 歳代 の若手職員	0.5%	1%
管理職手当		10%	20%

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>平成23年度における職員の給与の特例に関する条例 (給料月額の特例)</p> <p>第1条 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる給料表もしくは滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第3条もしくは第4条の規定により採用された職員を除く。)または任期付職員条例第2条第1項もしくは滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条の規定により採用された職員(以下「職員」という。)の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、給与条例第3条、第4条および第5条、学校職員給与条例第4条、第6条および第7条、任期付職員条例第7条または任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から基礎給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第20条第4項、滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)第24条、滋賀県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年滋賀県条例第2号)第3条、給与条例第13条第1項、滋賀県公立学</p>	<p>平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例 (給料月額の特例)</p> <p>第1条 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる給料表もしくは滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第3条もしくは第4条の規定により採用された職員を除く。)または任期付職員条例第2条第1項もしくは滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条の規定により採用された職員(以下「職員」という。)の平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、給与条例第3条、第4条および第5条、学校職員給与条例第4条、第6条および第7条、任期付職員条例第7条または任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から基礎給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第20条第4項、滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)第24条、滋賀県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年滋賀県条例第2号)第3条、給与条例第13条第1項、滋賀県公立学</p>

校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第21条第4項、学校職員給与条例第14条第1項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第20条第4項の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。以下同じ。）および教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

(1) 次に掲げる職員 100分の6

- ア 本庁の部長および次長の職ならびに管理職手当の支給の区分がこれらの職と同一の職を占める職員
- イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給から7号給までのいずれかであるものおよび同条第3項の規定の適用を受ける職員
- ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給または6号給であるものおよび同条第4項の規定の適用を受ける職員
- エ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていることその他の事由（以下「派遣等の事由」という。）により管理職手当の支給を受けていない職員（以下「派遣職員等」という。）のうち、当該派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の部長または次長の職と同一の職を占めることとなるもの

(2) 次に掲げる職員 100分の4

- ア 本庁の課長の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員
- イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの
- ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの

校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第21条第4項、学校職員給与条例第14条第1項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第20条第4項の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。以下同じ。）および教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

(1) 次に掲げる職員 100分の7

- ア 本庁の部長および次長の職ならびに管理職手当の支給の区分がこれらの職と同一の職を占める職員
- イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給から7号給までのいずれかであるものおよび同条第3項の規定の適用を受ける職員
- ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給または6号給であるものおよび同条第4項の規定の適用を受ける職員
- エ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていることその他の事由（以下「派遣等の事由」という。）により管理職手当の支給を受けていない職員（以下「派遣職員等」という。）のうち、当該派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の部長または次長の職と同一の職を占めることとなるもの

(2) 次に掲げる職員 100分の5

- ア 本庁の課長の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員
- イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの
- ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの

エ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の課長の職と同一の職を占めることとなるもの

(3) 次に掲げる職員 100分の2.5

ア 本庁の参事の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員

イ 警察本部の管理官の職およびこれに相当する職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

ウ 県立の中学校、高等学校および特別支援学校ならびに市町立の小学校および中学校の校長の職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

エ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

オ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

カ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の参事の職と同一の職を占めることとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の0.8。ただし、次に掲げる職員にあっては、100分の0.5とする。

ア 次に掲げる職員以外の職員で前月までに支給された期末手当のうち直近のもの額の算定において給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受けなかったもの

(ア) 直前の期末手当の基準日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項もしくは派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員（派遣条例第4条の規定により、期末手当の支給を受けていた職員を除く。）または地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員であった職員

(イ) 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用されたものまたは

エ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の課長の職と同一の職を占めることとなるもの

(3) 次に掲げる職員 100分の3.5

ア 本庁の参事の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員

イ 警察本部の管理官の職およびこれに相当する職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

ウ 県立の中学校、高等学校および特別支援学校ならびに市町立の小学校および中学校の校長の職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

エ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

オ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

カ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の参事の職と同一の職を占めることとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の1.3。ただし、次に掲げる職員にあっては、100分の1とする。

ア 次に掲げる職員以外の職員で前月までに支給された期末手当のうち直近のもの額の算定において給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受けなかったもの

(ア) 直前の期末手当の基準日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項もしくは派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員（派遣条例第4条の規定により、期末手当の支給を受けていた職員を除く。）または地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員であった職員

(イ) 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用されたものまたは

県と国、他の地方公共団体もしくは国立大学法人との間の人事交流により採用されたもの

イ 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員（ア(イ)に掲げる職員を除く。）

ウ ア(ア)および(イ)に掲げる職員で直前の期末手当の支給を受けたとしたならば給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受けなかったもの

第2条 <略>

(管理職手当の特例)

第3条 職員の特例期間における管理職手当の額は、給与条例第9条および学校職員給与条例第10条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

県と国、他の地方公共団体もしくは国立大学法人との間の人事交流により採用されたもの

イ 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員（ア(イ)に掲げる職員を除く。）

ウ ア(ア)および(イ)に掲げる職員で直前の期末手当の支給を受けたとしたならば給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受けなかったもの

第2条 <略>

(管理職手当の特例)

第3条 職員の特例期間における管理職手当の額は、給与条例第9条および学校職員給与条例第10条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。